

強引

しつこい

悪質な勧誘に
困って
いませんか？



東京都消費生活条例では、事業者が消費者に対して不当勧誘を行うことを禁止し、消費者の意思を尊重した営業活動を促しています。

あやしいな、困ったな
と思ったらすぐ電話



消費者ホットライン

188



東京都

こんな勧誘に困っていませんか？

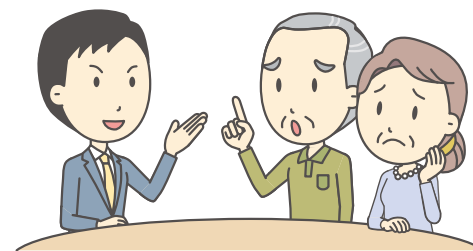
無料で屋根を点検しますと突然訪問されて、修理契約をしつこく迫られる。

※条例では最初に事業者名と勧誘目的（訪問目的）を明らかにしなくてはならないと定めています。



契約してくれないと帰れないなどと家に居座られたり、呼び出された店などで長時間にわたり勧誘される。

※条例では消費者に迷惑を覚えさせるような勧誘（長時間の勧誘、執拗な勧誘、深夜・早朝の勧誘）を禁止しています。



投資用マンション購入の勧誘電話が、断ったのに何度もかかってくる。

※条例では契約しない意思を示した消費者に対し再度勧誘することを禁止しています。



高額な商品購入のローン契約をするため、アルバイトではなく正社員であると偽り、収入を多く書くように言われる。

※条例では年齢や収入など契約するにあたり重要となる事項について事実と異なる内容を書かせることを禁止しています。



こうした勧誘事例はごく一部です。
消費者が『迷惑』『いやだ』と感じる勧誘は
条例で禁止されています。



勇気を出して
NO!! と言いましょ。

迷惑な勧誘を受けたと感じたら、「悪質事業者通報サイト」に情報をお寄せください。悪質な事業者には、条例等に基づき行政指導等を行います。



訪問販売、電話勧誘販売等の契約には「クーリング・オフ」制度が利用できます。

クーリング・オフ制度の手順

①

契約書を受け取った日を含めて8日以内に書面で通知します

②

ハガキにかいて両面をコピーしましょう。コピーは保管してください

③

ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります

④

支払ったお金は全額返金を要求できます。
商品の引き取り料金は事業者負担です

【ハガキの書き方例】

次の契約を解除します。

契約年月日 令和 年 月 日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○○○○○円

販売会社 株式会社○○
××× 営業所
担当者△

支払った代金○○円を返還し、
商品を引き取ってください。

令和 年 月 日

東京都○○市○○町○丁目○番○○号

氏名 △△ △△

困ったときはすぐ電話
消費者ホットライン→

188



東京都消費生活総合センター



03-3235-1155

その他の情報はこちらをご覧ください

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp>



このリーフレットについてのお問い合わせは
東京都生活文化局消費生活部取引指導課まで
電話：03-5388-3073